

不動産鑑定業者（宮城県知事登録）の廃業等の届出

手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第２９条，第３０条
手続対象者	宮城県知事登録の不動産鑑定業者で次のいずれかに該当する者 ① 不動産鑑定業を廃止したとき 不動産鑑定業者であった個人，又は法人を代表する役員 ② 死亡したとき 相続人 ③ 法人が破産手続開始の決定により解散したとき 破産管財人 ④ 法人が合併により解散したとき 法人を代表する役員であった者 ⑤ 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の理由により解散したとき 清算人 ⑥ 第２５条第１号から第３号まで、第６号又は第７号に該当するに至ったとき 不動産鑑定業者
提出時期	その日（死亡の場合はその事実を知った日）から３０日以内
提出書類	・廃業等届出書 （廃業等の理由により証する書面（登記事項証明書等）の添付が必要になる場合があります。）
手数料	なし
提出部数	正本１通及び副本２通（※副本は添付書類を含めてコピーで可）
提出・問い合わせ先	〒９８０－８５７０ 宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号 宮城県企画部地域振興課 土地対策班 TEL ０２２－２１１－２４４１